

これではだめ！給特法等改定案

長時間労働解消、処遇改善にならず！

香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ

<http://kakyoso.com/>

オンライン署名は
こちらから→



給特法改正案に反対するオンライン署名にご協力を！

教職員をふやして！ ゆとりある学校を！

4月10日、「公立の義務教育諸学校等における教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」等の改定案が衆議院で審議入りしました。

香教組の上部組織である全日本教職員組合（全教）は国会傍聴行動や議員要請行動を行っています。4月10日の本会議について、次の報告がありました。

①石破首相は、時間外在校等時間を当面、月20時間にすることを指すとして繰り返していた。しかし、地教委や校長に計画の策定や管理の責任を押しつけるだけで、具体的な方策は示さなかった。

②政府として小学校で加配を増やし、中学校での35人学級を実現するなど、努力していると述べていたが、義務教育標準法を改正して教員を増やすことのやる気は見えなかった。

③阿部文部科学大臣は「限定4項目以外で時間外に仕事をしていても労働時間でない」と答弁した。

時代に合わない給特法

1971年に制定された給特法では、公立学校の教育職員に対して「給与月額額の4%を教職調整額として支給する」、「時間外手当及び休日勤務手当は支給しない」となっています。残業代がないので、教員は長時間働いているかも知れず、いわゆる「定額働かせ放題」の状態になりました。校長が時間外勤務を命じることができず、規定された限定4項目だけです。文科省は、教員の仕事は「どこまでが職務で、どこまでが職務でないかを精緻に切り分けることは困難」、「教師としての専門性を発揮し、自主的・自発的業務が多い」だから、残業代制度はなじまないと言います。つまり、校長が命じない限り、勤務時間外に仕事をしていてもそれは労働時間ではないということです。

長時間労働解消にならず

今回の給特法改定案は、教職調整額を段階的に10%に引き上げるものですが、労働時間の削減にはつながりません。

石破首相は「時間外在校等時間を当面、月20時間にすることを指す」と答弁していますが、これは時間外の仕事していることを認めています。しかし、時間外在校等時間の短縮への圧力が強まると、持ち帰り残業が増えることにつながりかねません。長時間労働や過重な業務は、教員の精神的な負担を増加させています。病気休職者は年々増加しています。そして、途中退職者も増えています。教職調整額が何%かという問題だけでなく、健康にかかわる問題です。

教員を増やしてこそ！

国は教員の基礎定数を増やすのではなく、加配定数を増やすと言っています。

加配定数は、毎年文科省と財務省との間の予算折衝によって、定数の人数が確定します。実際に加配する場合、自治体からの申請が求められます。小学校中



処遇改善にもならず

国は教員の基礎定数を増やすのではなく、加配定数を増やすと言っています。

加配定数は、毎年文科省と財務省との間の予算折衝によって、定数の人数が確定します。実際に加配する場合、自治体からの申請が求められます。小学校中



学校での勤務時間は多くは8時から16時30分までです。帰りの会が終わって16時から評価にかかわるテストの採点を始めました。ところが30分経っても終わらせません。でも、給特法では16時30分以降の採点や成績処理は労働時間に含まれません。▼中学校3年生で学年団で高校進学についての書類を作成します。校長印も押します。勤務時間を過ぎました。でも、作成をやることはできません。これも労働時間ではなく、自発的・自主的活動と位置づけるのでしょうか。▼時間外在校等時間、何という表現でしょうか。香川県教委が小・中学校の働き方改革の推進に向けて、リフレットを配布しています。令和7年3月に配られた中学校（主幹教諭、指導教諭、教諭）の状況では時間外在校等時間について、県教委は、令和6年9月から12月については、いずれの月も45時間以下の割合が増加している、としています。しかし、45時間以下の割合は9月、11月は約40%で、10月は約30%です。45時間以上の方がはるかに多く、月20時間にはほど遠い状況です。▼在校中の業務は時間管理をしますが、持ち帰り業務は含まれません。多くの学校が、在校時間を減らすために、退勤時間を決められ、職員室を追い出されます。その分、持ち帰り業務は増えていきます。▼時間外在校時間を計りながら、それは自発的・自主的活動として扱い、持ち帰りの時間は計らない。そして、政策的に何もしないのでは長時間労働の解決にはなりません。

学年での教科担任制度は、指導方法工夫改善加配に含まれます。目的が限定されています。

それに対して、基礎定数は学級数、児童生徒数などの客観基準で決まります。校長会や全国知事会も国に、教員の授業負担軽減のための基礎定数増を求めています。

授業は教

員の中心的な仕事です。

授業には事前の教材研究などの準備の時間、事後には振り返りの時間、必要です。その他

にも児童生徒とかわる校務があります。長時間労働の解消には、教員が勤務時間内に授業をもたない一定の時間の確保が必要です。衆議院の文部科学委員会でも教職員定数の改善について、多くの議員が取り上げました。

▼基礎定数の改善がなければ、地方では安心して正規教員を採用することができない。

▼算定に使われている「乗する数」を大きくし、教員の数を増やすべきではないか。

▼勤務時間の2分の1を授業に、残りの2分の1をそれ以外の授業準備などに使うという考え方で、それに合わせて持ち授業時数の上限規制をすべきだ、などです。



香 教 組 も
とりくんでます

安全・安心は確保できるのか？

学校行事での大阪・関西万博参加について

中村書記長が弁士になりました。

朝早くから夜遅くまで学校で勤務している厳しい状況、教職員が足りない実態などを訴えました。

給特法の制定時と比べると、教育現場の状況は時代とともに大きく変化しています。給特法は現状に合っていない。教育現場の業務量を減らし、教職員を大幅に増やすことが現状を解決するために必要です。

香教組は全教とともに慎重審議・廃案を求める運動にとりくんでいます。

4月17日には、J・R高松駅前では香川高教組・香川県労連とともに街頭宣伝行動を行いました。香教組からは平尾副委員長・安藤副委員長が、高教組からは十河委員長・



街頭宣伝行動の参加者

また、教職員が生き生きと授業にとりくむことが子どもの学習権の保障につながることを、教職員が同士が互いに協力し合って教育に取り組める学校・教職員も子どもも笑顔で過ごせる学校にしたい、などを訴えました。

40分程度の行動でしたが、行き交う人の中には立ち止まって話を聞いてくれる人も多くいました。また、給特法改定案の問題点やネット署名のチラシを入れたデッシゅペーパーは約1000部受け取っていただけました。

4月18日には、全国から全教の仲間が集まり、衆議院の文教委員会の傍聴や国会議員に学校現場の状況を訴えたりしました。



国会議員会館前の行動の様子

香教組からは安藤副委員長が参加し、国会議員会館前で国会議員への要請について報告しました。教員の仕事の魅力である子ども達の成長にかかわり、それを目の当たりにできる学校にしていきたいものです。



香教組は、参加を慎重に考えるように求めています

「大阪・関西万博」が4月13日に開幕しました。香川県教委は「大阪・関西万博」未来を担う子どもたちの体験学習支援事業で修学旅行・校外学習での万博参加への補助を行います。

修学旅行や校外学習、また体験学習は、各学校で子どもたちの実態に合わせて計画されるものであり、どの時期にどこに行くのかどんな活動をするのかは各学校が判断するものです。教職員は、計画を立てるにあたって、交通手段や見学ルート、食事場所やトイレ、個別の課題がある子どもへの対応などさまざまなことの確認が必要です。そのために、下見は重要な意味を持ちます。ところが、下見ができたのは開幕してからです。

香川県からの参加はバスを使うこととなります。しかし、団体バスの駐車場からパビリオン入り口まで1キロあり、混雑の中では徒歩で30分はかかることが指

摘されています。さらに、団体休憩所の収容能力、熱中症対策、昼食場所やトイレの確保などについても問題点が指摘されていました。実際に見学するととなると個別にケアが必要な児童生徒への対応が必要で、安全・安心に行動するための確認事項は多くあります。

大阪府吹田市教育委員会は、「大阪・関西万博」に学校行事として訪れることを見合わせることにしました。その理由として、「特に、留意すべき児童生徒の昼食場所及び待機場所での熱中症対策や、安全に団体行動するための導線及び点呼・待機場所の確保が不十分であるという見解にいたしました」としています。

すでに参加した大阪府内の学校からは「他のお客さんと重なって児童の列がバラバラになる」、「予約していないパビリオンに入ろうとすると全員が入れなかった」、「先生の指示の音が届かない」など校外学習として適さない、学習効果に

についても疑問があるとの報告がなされています。

今後、さらに熱中症の対策、昼食や団体休憩所の問題も明らかになってくると思われます。また、開幕前には会場内でメタングスが発生しました。そして、万博会場での滞在時間によっては十分な見学ができないかも知れません。

学校行事では児童生徒の安全・安心が第一です。下見に行った学校は、緊急時の対応を含め、当日の行動の流れをしっかり把握できたでしょうか。そして、大勢の人の中で、安全に安心して引率できることは確保できたでしょうか。

香教組は、昨年、各小中学校の校長に「大阪・関西万博」への参加については慎重に判断するよう求めました。今一度、安全・安心を第一に慎重に考えてもらいたいと思います。その責任は県教委や各市町教委にもあります。